

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課/減免事務、国民健康保険税賦課/減免事務、介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 続柄、6 世帯主、7 住民日、8 住所、9 住定年月日、10 届出年月日、11 本籍、12 筆頭者、13 前住所、14 転出先住所、15 転出先主名、16 転出日、17 届出日、18 確定日、19 通知日、20 改製日、21 消除移動日、22 消除日、23 消除事由、24 備考、25 消除備考、26 改製備考	
記録範囲	住民	
記録情報の収集方法	住民記録システム（市民課より）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	宛名管理システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課/減免事務、国民健康保険税賦課/減免事務、介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	<p>1 宛先区分、2 宛名番号、3 削除、4 外国人、5 宛先名（カナ/漢字）、6 郵便番号、7 住所コード、8 J I Sコード、9 行政区、10 住所（カナ/漢字）、11 方書（カナ/漢字）、12 住民となった日、13 住定日、14 処理番号、15 性別、16 生年月日、17 世帯番号、18 続柄、19 員番、20 順位、21 世帯主番号、22 除票サイン、23 異動事由、24 異動年月日、25 担当、26 登録年月日、27 連動理由、28 消除事由、29 消除届出日、30 消除移動日、31 転出予定日、32 転出確定日、33 課税税目、34 収納税目、35 備考、36 法人情報、37 その他情報、38 ひも付け、39 個人番号、40 電話番号、41 履歴照会</p> <p>【送付先】42 税目、43 使用区分、44 使用期間、45 連動用宛番、46 氏名（カナ/漢字）、47 郵便番号、48 住所コード、49 行政区、50 住所（カナ/漢字）、51 方書（カナ/漢字）、52 備考、53 担当、54 最終更新日</p>	
記録範囲	住民、元住民、家屋敷課税者	
記録情報の収集方法	宛名管理システム（市民課より）、本人、届出人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市民課、高齢者福祉課、納税係	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備考	

作成日(最終修正日): 令和4年8月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課/減免事務、国民健康保険税賦課/減免事務、介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 納税者、(氏名(カナ/漢字)、現存除票区、住所、生年月日、年齢、住民日、性別)、2 宛名番号、3 処理番号、4 電話番号、5 税目、6 年度、7 通知書番号、8 課税番号、9 更正発生日、10 更正事由、11 口座、12 期別、13 課税額、14 収納額、15 未過納額、16 確定延滞金額、17 延滞金収納額、18 延滞金未過納、19 督手料、20 督手納、21 納期限、22 最終納付日	
記録範囲	個人市民税・県民税課税者、国民健康保険税課税者、介護保険料被保険者	
記録情報の収集方法	収納管理システム(納税推進室より)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日(最終修正日): 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課/減免事務、国民健康保険税賦課/減免事務、介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 納税者（氏名（カナ/漢字）現存除票区分、住所、住民日、性別、生年月日、年齢）、2 課税番号、3 通知書番、4 指定整番、5 年金特徴、6 画像、7 国税詳細、8 個人番号、9 納税者番号、10 課税履歴、11 比較照会、12 発行履歴、13 備考、14 口座、15 所得種類、16 総所得金額、17 合計所得（特控前）、18 合計所得（特控後）、19 公的年金を除いた合計所得金額、20 その他所得照会、21 控除種類、22 控除合計、23 所得税控除計、24 人的控除の内訳、25 扶養情報、26 本人該当、27 総所得課標、28 分離課標、29 山林課標、30 市民税額、31 県民税額、32 年税額、33 還付額、34 給与特徴額、35 普徴額、36 年金特徴額、37 減免税額、38 配当割額、39 譲渡割額、40 住宅借入金特別税額控除、41 税額控除対象寄付金額、42 分離所得内容、43 専従者控除、44 専従主内容、45 給与特徴事業所、46 年金特徴、47 納税管理人、48 異動事由、49 更正事由、50 年特停止情報、51 更正年月日、52 更正決定日、53 調定年度、54 上場株式等の国税と異なる課税	
記録範囲	住民、住登外課税者、家屋敷課税者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、本人、給与支払者、公的年金支払者、その他課税資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、情報連携他団体（他市町村、）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備考	

作成日(最終修正日): 令和4年8月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	申告受付システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名・住所等（フリガナ、氏名、郵便番号、住所、番地、方書、1/1住所、性別、生年月日、電話番号、個人番号、職業、世帯主名、主との続柄、行政区）、4 申告書（職業、屋号・雅号、整理番号、青色申告該当、利用者識別番号、送信日、身元確認、番号確認）、5 収入情報、6 所得控除情報、7 税額控除情報、8 税額情報、9 口座情報	
記録範囲	住民税申告者、所得税申告者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、本人、代理申告者、給与支払者、公的年金支払者、その他課税資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	データ連携システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 確定申告情報（年分、氏名、宛名番号、各日時、取込区分、課税異動事由、氏名カナ、生年月日、性別、住所、1/1 住所、電話番号、世帯主名、世帯主との続柄、職業、資料番号、利用者識別番号、整理番号、台帳番号、申告書内容） 2 寄附金申告特例情報（手続区分、寄付先市町村名、寄付先市町村長名、宛名番号、氏名漢字カナ、性別、住所、生年月日、年分、寄付金額） 3 年金特徴情報（年分、氏名、住所、宛名番号、生年月日、年金受給者番号、性別、年金支払者情報、年金給報内容） 4 給与支払報告書情報（年分、氏名、住所、宛名番号、生年月日、受給者番号、給与支払事業所情報、給与支払報告書内容）	
記録範囲	住民税課税資料のある者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、確定申告者、給与支払者、公的年金支払者、寄附金申告特例受領市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	団体内統合宛名システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課/減免事務、国民健康保険税賦課/減免事務、介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 他団体（都道府県、市町村）への照会内容（税情報等）	
記録範囲	個人市民税・県民税課税者、国民健康保険税課税者、介護保険料被保険者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、他団体（都道府県、市町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	イメージ検索システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 年度、2 宛名番号、3 世帯番号、4 氏名、5 生年月日、6 死亡、7 課税資料画像	
記録範囲	課税資料のある者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、課税資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	り災証明システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税減免事務、国民健康保険税減免事務、介護保険料減免事務を行うため	
記録項目	1 該当者（氏名漢字/カナ、住民日、性別、生年月日、年齢、住所、宛名番号、電話番号） 2 台帳番号、 3 対象となる災害（名称、発生日） 4 り災対象家屋の所在、 5 申請日、 6 り災の程度、 7 り災者との関係、 8 り災証明発行日	
記録範囲	被災者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、本人等申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 資格情報（国保番号、世帯番号、氏名漢字/カナ、生年月日、年齢、性別、住所、世帯主履歴、宛名番号、義務者番号、世帯内容、適用開始日/届出日、適用終了日/届出日、被扶養者・非自発期間） 2 賦課情報（税額、徴収方法、軽減等情報、更正情報、減免情報） 3 所得資産（所得情報、職業区分、申告区分）	
記録範囲	国民健康保険加入者（過去含む）	
記録情報の収集方法	住民記録システム、市民課国保資格情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料賦課/減免事務を行うため	
記録項目	1 資格情報（保険者番号、被保険者番号、宛名番号、個人番号、被保険者氏名カナ、被保険者氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、住所コード、続柄コード、負担割合）、2 賦課情報（税額、徴収方法、世帯情報、更正情報、減免情報）、3 認定情報、4 資格情報、5 給付情報	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	住民記録システム、高齢者福祉課介護保険情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	家屋敷該当抽出	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 氏名番号、2 住所、3 棟号番号、4 現況種類、5 所有者宛番、6 所有者名、7 所有者郵便番号、8 所有者住所、9 納税者宛番、10 納税者名、11 納税者郵便番号、12 納税者住所、13 過去課税状況、14 非課税等事由	
記録範囲	別荘登録の家屋所有者/納税者	
記録情報の収集方法	資産税システム、宛名管理システム、本人調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	後期高額療養費償還額一覧	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 後期高齢者医療番号、2 被保険者番号、3 個人区分、4 宛名番号、5 氏名（カナ）、6 氏名、7 生年月日、8 性別、9 住所、10 郵便番号、11 高額償還額	
記録範囲	後期高齢者被保険者	
記録情報の収集方法	市民課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	国保高額療養費支給額	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税賦課事務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 世帯主宛名番号、3 住所、4 世帯主名、5 カナ、6 高額システム回数、7 高額システム合計、8 年間外来、9 ○長、10 支給予定額計	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	市民課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 4 年 8 月 3 1 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	資産税システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税の賦課事務	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 氏名番号、4 台帳地目、5 台帳地積、6 現況地目、7 現況地積、8 評価額、9 固定資産税課税標準額、10 都市計画税課税標準額、11 家屋所在地、12 建築年、13 種類、14 用途、15 構造、16 床面積、17 償却資産の名称等、18 数量、19 取得年、20 取得価格、21 耐用年数、22 償却資産の評価額、23 償却資産の課税標準額	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）	
記録情報の収集方法	本人、登記情報、納税義務者、納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉地方法務局、千葉県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	宛名管理システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税、軽自動車税の賦課事務	
記録項目	1 住所、2 宛名区分、3 氏名、4 法人名称、5 課税税目、6 収納税目、7 個人番号、8 宛名番号	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳、登記情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方法務局、千葉県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	償却資産未申告抽出ファイル	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税（償却資産）の賦課事務	
記録項目	1 氏名番号、2 償却資産の名称、3 取得価額、4 所有者、5 住所、6 納税義務者、7 送付先住所、8 課税標準額	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）	
記録情報の収集方法	資産税システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	償却資産申告対象抽出ファイル	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税（償却資産）の賦課事務	
記録項目	1 氏名番号、2 償却資産の名称、3 取得価額、4 所有者、5 住所、6 納税義務者、7 送付先住所、8 課税標準額	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）	
記録情報の収集方法	資産税システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	固定罹災家屋一覧（半壊以上）ファイル（基幹系）	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の減免に係る事務	
記録項目	1 罹災台帳番号、2 被災家屋処理番号、3 程度、4 損害割合、5 種別、6 氏名番号、7 所有者宛名番号、8 所有者名、9 納税者宛名番号、10 納税者名	
記録範囲	半壊以上の罹災証明取得者	
記録情報の収集方法	本人、課税台帳、り災システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	台風15号減免ファイル（減免全件リスト）	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	台風15号に係る市税等の減免事務	
記録項目	1 氏名番号、2 義務者宛名、3 義務者名称、4 義務者郵便番号、5 義務者住所、6 送付先宛名、7 送付先住所、8 所有者宛名番号、9 所有者、10 所有者住所、11 納税者、12 納税者住所	
記録範囲	市税減免対象者	
記録情報の収集方法	課税台帳、り災システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課事務	
記録項目	1 納税者氏名、2 納税者住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 標識番号、6 車名、7 原動機番号、8 形式認定番号、9 種別、10 形式年式、11 車台番号、12 総排気量、13 税額、14 初度検査、15 取得情報、16 異動情報、17 廃車情報、18 所有者、19 所有者住所、20 使用者名、21 使用者住所	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、軽自動車税検査協会、千葉運輸支局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	り災証明システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	り災証明書発行業務	
記録項目	1 該当者氏名、2 住所、3 生年月日、4 宛名番号、5 台帳番号、6 災害名称、7 り災対象家屋の所在、8 り災の程度、9 り災者との関係、10 申請者氏名、11 申請者住所、12 発行日	
記録範囲	り災証明申請者	
記録情報の収集方法	本人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	( 名 称 ) 館山市総務企画部総務課	
	( 所在地 ) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 ( 電算処理ファイル )	法第 60 条第 2 項第 2 号 ( マニュアル処理ファイル )
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	( 実施なし )	
行政機関等匿名加工情報の概要	( 実施なし )	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	( 実施なし )	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	( 実施なし )	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	罹災証明（発行データ）ファイル	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	り災証明書発行管理業務	
記録項目	1 台帳番号、2 宛名番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 住所、7 調査日、8 種別、9 程度、10 損害割合、11 所在地、12 申請者、13 災害原因、14 発行日	
記録範囲	り災証明申請者	
記録情報の収集方法	本人、り災証明システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・納税係

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等収納管理業務（市税等口座振替納付済通知書（軽自動車税納税証明書）発送業務、市税等還付（充当）業務、市税等延滞金納付通知書発送業務、市税等未納者督促状発送業務、市税等納税管理業務、市税等口座振替業務、不納欠損業務）	
記録項目	1 対象者情報(氏名、性別、生年月日、住所、宛名番号、電話番号)、2 納付情報、3 還付（充当）情報、4 課税額、5 振替口座情報、6 還付口座情報、7 不納欠損情報	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）	
記録情報の収集方法	納税義務者（納税管理人含む）、代理人、課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

## 個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・納税係

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等滞納整理業務	
記録項目	1 個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、宛名番号、電話番号)、 2 特記事項、3 滞納整理方針、4 滞納処分状況、5 課税状況、6 滞納状況、7 経過記録、8 処分設定区分、9 世帯関連情報、10 財産情報、11 未納明細、12 収納状況、13 納付状況	
記録範囲	納税義務者（納税管理人含む）、滞納者	
記録情報の収集方法	本人、家族、住民情報システム、住基ネットワークシステム 地方税法に基づく調査により官公署 国税徴収法に基づく調査により民間	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国、県、他市町村、他の実施機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日